

丸亀市中期財政フレーム(改訂)

フレーム期間 令和 7 年度～令和 11 年度
(長期試算フレーム 令和 16 年度まで)

令和 7 年 9 月

丸 亀 市

目 次

(本編)

1	中期財政フレームの目的	1
2	フレームの基本的事項	2
3	フレーム推計（試算）の考え方	3
4	中期財政フレーム	8
5	課題と取組	9

(資料編)

■	経常収支比率	1 1
■	実質公債費比率	1 1
■	将来負担比率	1 1
■	市債残高と公債費（長期試算フレーム）	1 2
■	基金残高推移（長期試算フレーム）	1 3

丸亀市中期財政フレーム（本編）

1 中期財政フレームの目的

中期財政フレーム（以下「フレーム」という。）は、まちづくりの中長期的展望の下に計画する諸施策や構想を着実に推進するため、その基盤となる堅実な財政運営の指針とするものです。

そのため、フレームでは、経常的な収入と義務的な経費等の比較により、投資的経費に充当可能な財源の経年予測や、今後の課題である公債費や基金を試算し、本市の財政的な「力量」を推し量る指標を示します。

また、このフレームは、毎年の決算期に見直しを行うことで、常に将来的な財政の弾力性を監視するとともに、市民の皆様にも公表し財政情報の提供に努めます。

具体的な目的は下記のとおりとします。

- （１）第二次丸亀市総合計画に掲げる「将来像」の実現に向け、基本計画に掲げる重点プロジェクトの着実かつ計画的な実施を推進する。
- （２）第五次丸亀市行政改革プランに基づく行政システムの適正化を促進し、持続可能な行財政運営の構築と市民サービスの向上を推進する。
- （３）将来的に安定した財政基盤の確保を前提に、高度化・多様化した行政需要に柔軟かつ迅速に対応し、効果的で効率的な行政サービスの提供を推進する。

2 フレームの基本的事項

(1) 期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の財政フレームとし、あわせて、令和 16 年度までの 10 年間にわたる市債残高と公債費や基金残高にかかる試算を示します。

(2) 対象会計

一般会計（各特別会計にかかる繰出金等の財政需要を含む）とします。

(3) 収支フレーム

① 「経常的に収入される一般財源」と「経常的に支出される経費に充当（消費）される一般財源」の収支フレーム

② 「投資的経費に充当可能な一般財源」と「投資的経費などで必要となる一般財源（特定財源控除後）」の収支フレーム

③ 財源余剰、不足額に関するフレーム

(4) 推計のベース

推計のベースは、直近年度（令和 6 年度）決算額、及び改訂年度（令和 7 年度）決算見込額（9 月現在）とします。

税制及び国・県の制度等は、最新情報の捕捉に努めるものの、制度設計や改正内容による本市財政への影響が予測困難なものについては、基本的に現行制度が継続するものとして推計します。

(5) 前年度繰越金、基金等繰入金及び積立金

「前年度繰越金」は経常的に見込まれる一般財源ではないため、中期財政フレームの対象外としています。

また、年度間の財政調整手段としての「財政調整基金」のほか、「特定目的基金」の取り崩しについては、収支フレームにおける財源不足の際の財源手当てとします。

一方、積立金については収支フレームにおいて財源余剰の際の処分手法とします。

3 フレーム推計（試算）の考え方

【経常的一般財源】

（1）市税

① 個人市民税

令和 7 年度は、定額減税の終了と当初課税の伸び率をもとに増加を見込んでいます。令和 8 年度以降は、国の示す「中長期の経済財政に関する試算（R7.8.7）」で賃金上昇の継続が見込まれていることなどを踏まえ、毎年度微増すると試算しています。

② 法人市民税

令和 7 年度は、確定申告の状況を踏まえて推計しています。令和 8 年度以降は、為替変動や物価高騰の動向が不透明であることから、本フレーム期間中は令和 7 年度と同水準で推移するものと見込んでいます。

③ 固定資産税

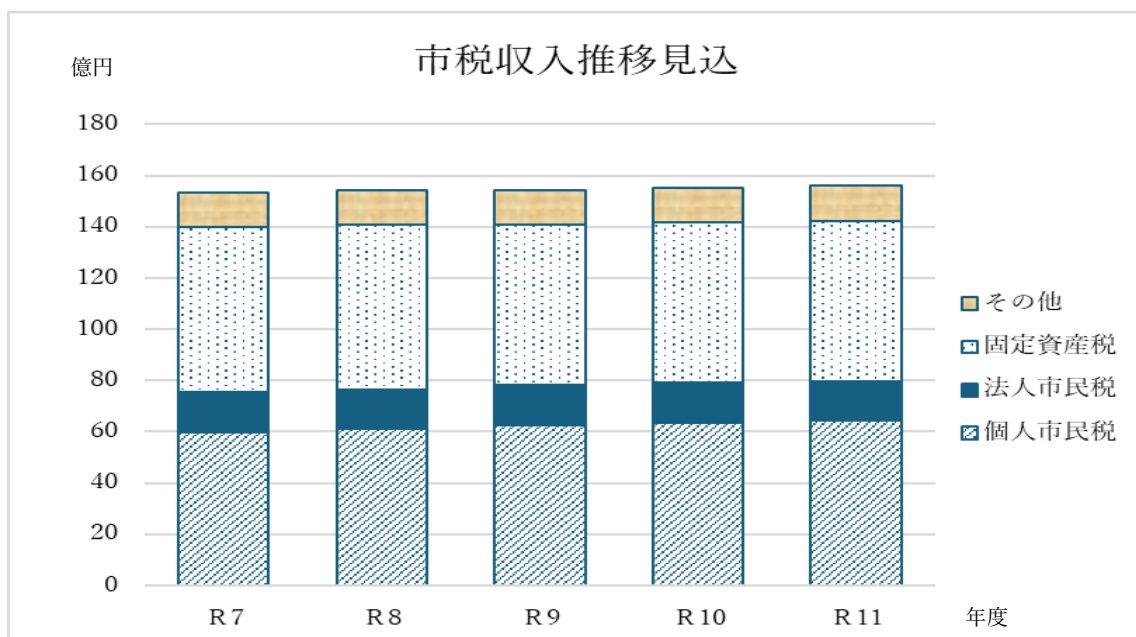
令和 9 年度の評価替えを見込むとともに、企業立地促進条例の対象となる償却資産等の影響額を織り込んでいます。

④ その他（軽自動車税、市たばこ税、入湯税）

軽自動車税は、環境性能割を令和 6 年度実績と同水準で推移すると見込むとともに、種別割については買い替えによる税額の引上げなどの影響をこれまでの決算状況等を参考に増加すると見込み、全体としては微増すると試算しています。

市たばこ税は、申告実績をもとに令和 7 年度は増加すると試算しています。令和 8 年度以降も加熱式たばこの本数換算方法の見直しなどにより微増と見込んでいます。

入湯税は、コロナ禍後の令和 5 年度、6 年度の決算額をもとに令和 7 年度の額を推計するとともに、期間中は同水準で推移すると試算しています。



（２）地方交付税

① 普通交付税

基本的には国の地方財政計画によりますが、市税等の動向や公債費の推移のほか、物価上昇による財政需要への影響などを織り込んで試算しています。

② 特別交付税

特別交付税については、経常的な一般財源としてではなく、災害などの特別な財政需要に対する財政措置であるため、中期財政フレームの対象外としています。

（３）臨時財政対策債

地方の一般財源の収支不足は、本来、地方交付税制度を通じて財源調整されるべきものですが、国の交付税特別会計では賄えないために、臨時的措置として創設された地方債制度です。

一方で、国では地方財政の健全化を進めており、令和 7 年度の新規発行額を制度創設以来初のゼロとしました。令和 8 年度地方債計画（案）でもゼロと示されたことから、期間中の発行額をゼロとしています。

（４）地方譲与税及び交付金

地方譲与税については、自動車税制においてエコカー減税が令和 8 年 4 月までとなっているが、当面は税額の大きな変動要因が想定されないため、これまでの実績に基づき計画期間中の収入額を見込みました。

また、森林環境譲与税は、令和 6 年度の税制改正を踏まえた額を織り込んでいます。

交付金についても、景気の動向などに左右されるものが多く、先行きを予測することが困難ではありますが、これまでの実績と国による物価上昇の試算を参考に計画期間中は微増するものと見込んでいます。なお、定額減税の減収補填に係る特例交付金は、定額減税の実施が令和 6 年度のみであったことから令和 7 年度以降は織り込んでいません。

（５）その他

使用料や財産収入などの経常一般財源は、基本的にこれまでの実績等を踏まえて算出し、期間中は同等額で推移すると見込んでいます。

【経常的経費（所要一般財源）】

（１）人件費

職員数については、第五次丸亀市定員適正化計画を基本とし、令和５年度より導入された定年延長による影響を織り込み、各年度の定年退職予定者数と新規採用予定者数及び再任用職員数を考慮しています。

職員給については、定年延長の影響を受ける令和６年度以降は、退職者一人あたり 658 万円（940 万円の 7 割）とし、定年退職者の入れ替わりによる減少額を 1 人あたり 278 万円として算出しています。また、再任用職員は一人あたり 500 万円としています。

退職金については、定年退職者一人あたり 2,100 万円としています。

また、国の試算による賃金上昇率を織り込んでいます。

なお、会計年度任用職員制度については、後述する臨時的経費に織り込んでいます。

（２）扶助費

扶助費は、民営保育園の新設に伴う運営補助金の増加分を織り込むほか、全体的に増加傾向が続いていることから、将来予測としては、近年の増加率を参考に経常一般財源所要額の伸び率を約 5%と見込み推計しています。

（３）公債費

可能な限り計画期間中に発行する新発債も考慮のうえ市債残高を推計し、起債メニューごとの償還年数や利率などを勘案することにより算出しています。

なお、新発債の利率等については、直近の借入利率を参考に、政府系資金は償還期間に応じて年利 1.6～1.8%、市中銀行からの借入れも 1.6～1.8%として推計しています。

☞参考：資料編 P. 12「市債残高と公債費（長期試算フレーム）」

（４）物件費、維持補修費、補助費等

これまでの実績を踏まえるとともに、今後の物価上昇の影響なども考慮し、経常経費の一般財源所要額を推計しています。下水道事業会計への負担金・補助金において旧浄化センターの解体経費を見込むほか、無償化している給食費の賄材料費や令和８年度に開館予定の新市民会館の指定管理料などを織り込んでいます。

(5) 繰出金

各特別会計繰出金については、基本的には繰入基準に則った経年の試算をしました。

① 国民健康保険特別会計

「丸亀市国民健康保険特別会計財政計画」を基本に織り込んでいます。

② 介護保険特別会計

「第10次丸亀市高齢者福祉計画／第9期丸亀市介護保険事業計画」に基づき、当該計画期間中の介護給付費や地域支援事業費などを推計し織り込んでいます。

③ その他特別会計

後期高齢者医療保険特別会計などについては、国の制度動向やこれまでの実績から相当額を見込んでいます。

【投資的経費（事業費－特定財源＝所要一般財源）】

(1) 事業費

普通建設事業（投資的経費）に係る全庁調査の結果を基に、これまでの実績なども踏まえ、現時点における計画期間中の推計額を計上しています。

① 緊急防災・減災事業／緊急自然災害防止対策事業

防災・減災対策に取り組んでいけるよう、国では緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債（ともに充当率100%、交付税措置70%）を予算措置しています。令和7年度までの間とされていますが、令和8年度地方債計画案に計上されたことから、継続するものとして計画期間中の事業を織り込んでいます。

② 公共施設等適正管理推進事業

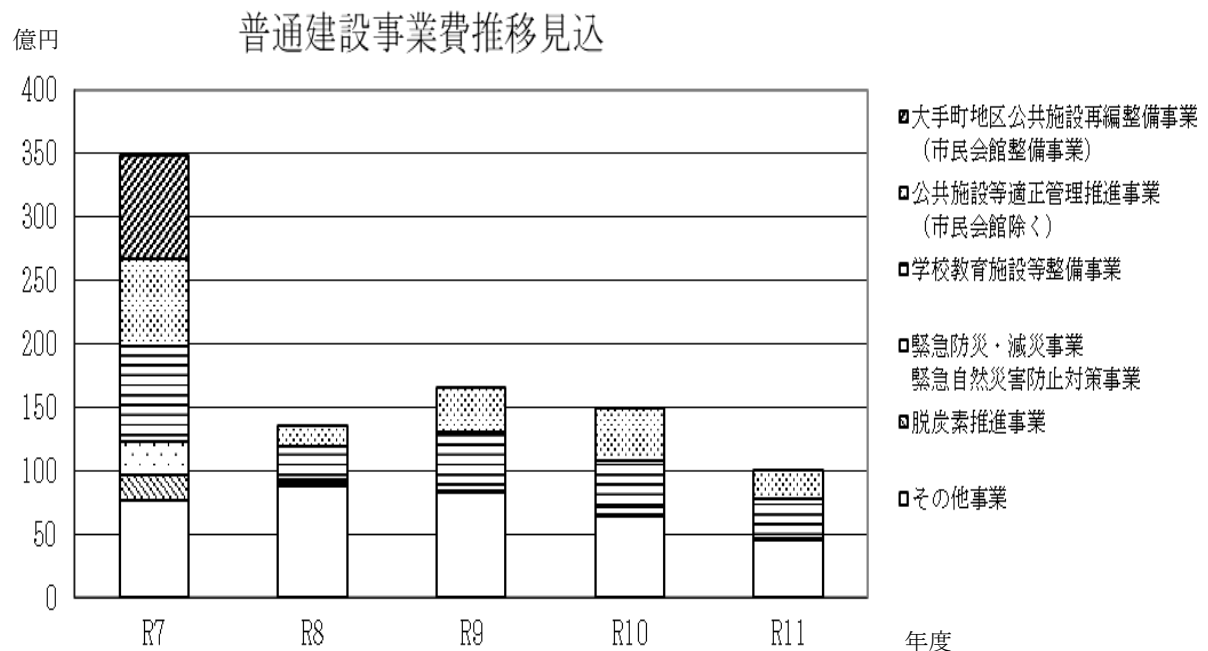
公共施設等の総合的適正管理の推進に向けて、国では令和8年度までの間、公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%、交付税措置40～50%）の予算措置が継続されることとなったため、計画期間中の事業を織り込んでいます。

③ 脱炭素推進事業

公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、国では脱炭素推進事業債（充当率90%、交付税措置30～50%）を予算措置しています。令和7年度までの間とされていますが、継続するものとして計画期間中の事業を織り込んでいます。

④ 大手町地区公共施設再編整備事業

現時点の新市民会館建設費用や大手町地区4街区内の整備事業関連経費を織り込んでいます。なお、これらの財源については、市債の活用のほか、大手町地区公共施設再編整備基金からの繰入金により手当てする予定です。



(2) 特定財源 (国県補助金、地方債等)

継続事業や通常見込まれる建設改良事業に対する国県補助金及び地方債については、これまでの実績や現時点の制度等が継続される前提で試算しています。

【臨時的経費 (所要一般財源)】

経常的に必要となる経費のほかに、施設の修繕費、国県支出金や税の過誤納還付金など、その年々の事情により臨時的に一般財源での措置が必要となる経費があります。

一般財源所要の臨時的経費については、これまでの実績等を踏まえた期間中の所要額のほか、平成 28 年度に制定した「丸亀市企業立地促進条例」に係る奨励金や、令和 2 年 4 月より導入された会計年度任用職員制度にかかる所要見込額、また、令和 5 年度から令和 8 年度までの市民会館開館準備業務に係る経費を織り込んでいます。

4 中期財政フレーム

(単位：百万円)

経常的歳入歳出の区分		令和7年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		見込額	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比
経常的 一般財源	市 税	15,344	15,446	100.7%	15,435	99.9%	15,531	100.6%	15,614	100.5%
	地方交付税（普通）	9,062	9,054	99.9%	8,901	98.3%	8,818	99.1%	8,715	98.8%
	臨時財政対策債	0	0	－	0	－	0	－	0	－
	地方譲与税・交付金	3,938	3,968	100.8%	3,998	100.8%	4,029	100.8%	4,060	100.8%
	その他の	157	157	100.0%	157	100.0%	157	100.0%	157	100.0%
	合 計 A	28,501	28,625	100.4%	28,491	99.5%	28,535	100.2%	28,546	100.0%
一般財源 経常経費 所要額	人 件 費	6,266	6,462	103.1%	5,865	90.8%	6,226	106.2%	5,791	93.0%
	扶 助 費	3,905	4,180	107.0%	4,381	104.8%	4,592	104.8%	4,813	104.8%
	公 債 費	5,785	6,150	106.3%	6,127	99.6%	6,630	108.2%	7,374	111.2%
	物件費、維持補修費、補助費等	8,441	9,319	110.4%	9,219	98.9%	9,688	105.1%	10,257	105.9%
	繰 出 金	3,748	3,855	102.9%	3,965	102.9%	4,074	102.7%	4,188	102.8%
	合 計 B	28,145	29,966	106.5%	29,557	98.6%	31,210	105.6%	32,423	103.9%
臨時的 経費	充当可能な一般財源 C = A - B	356	-1,341	-376.7%	-1,066	79.5%	-2,675	250.9%	-3,877	144.9%
	投資的事業費総額	34,796	13,801	39.7%	16,550	119.9%	14,930	90.2%	10,291	68.9%
	（ 特 定 財 源 ）	26,623	11,542	43.4%	13,755	119.2%	12,468	90.6%	8,273	66.4%
	投資的一般財源所要額 D	8,173	2,259	27.6%	2,795	123.7%	2,462	88.1%	2,018	82.0%
	その他臨時的・一般財源所要額 E	3,678	3,770	102.5%	3,814	101.2%	3,806	99.8%	3,730	98.0%
経常的一般財源余剰（不足）額 F = C - D - E		(11,495)	(7,370)	64.1%	(7,675)	104.1%	(8,943)	116.5%	(9,625)	107.6%

参考：令和7～令和11年度 F行の累計額 (45,108)

5 課題と取組

（課題）

令和 6 年度決算は、歳入総額が約 725 億円、歳出総額が約 715 億円で、歳入歳出差引額が約 10 億円、翌年度への繰越財源を除いた実質収支が約 6 億円となりました。

歳出では、市民会館整備や学校教育施設の長寿命化改修などにより普通建設事業費が約 50 億円増加しました。また、国の物価高騰対策に係る給付事業の実施のほか、賃金や物価高騰による委託料の増加などにより、前年度比で約 87 億円多い決算となりました。

歳入では、市税が定額減税の影響で微減となりましたが、地方特例交付金による補填で実質的には微増となっています。普通交付税や地方消費税交付金なども増加しましたが、歳出総額の増加に対して財源が不足したため、基金を約 82 億円取り崩しています。

本フレームにおける試算では、今後も大幅な経常的一般財源の不足が見込まれることから、これまで以上に景気や国の施策などの動向をはじめ、時代の変遷に伴う行政需要に的確に対応するとともに、次に掲げる課題などを踏まえ、厳格な財政運営に努めます。

- （１）公債費に加え、物価高騰による物件費や人件費の増加
- （２）中期財政フレーム期間中、経常的一般財源ベースで総額約 451 億円の財源不足
- （３）令和 8 年度から経常収支比率が 100%超
- （４）大手町地区 4 街区整備への対応と公共施設の老朽化対策

（取組）

- （１）第二次総合計画「将来像」の実現に向けたまちづくり

本市が目指すまちづくりを一貫して推進するため、基本計画に掲げる施策ごとの成果指標や重点プロジェクトの進行管理と行政評価（検証）を行います。

- （２）行財政改革の推進

「最少の経費で最大の効果」という地方自治運営の基本原則のもと、第五次丸亀市行政改革プランでの取組や不断の改革に努めます。

- （３）行政と民間の役割分担

- ① 市民ニーズや社会潮流の変化に柔軟に対応する観点から、行政の役割を明確にし、成熟した民間市場の活用が有効であると判断されるものについては、積極的な外部活力の導入を推進します。

- ② 市民主体のまちづくりを進める観点から、地域課題に取り組む身近な自助・共助を推進します。

(4) 財政基盤の強化

- ① 財源確保と負担の公平・公正の観点から、市税をはじめ、使用料等の税外債権についても収納率の向上対策を推進します。
- ② 自主財源の確保の観点から、将来的な公共利用が予定されない資産については積極的に処分します。
- ③ 財政のひっ迫を回避するため、交付税措置のある有利な起債の活用と投資的事業の年度間での平準化などによる市債の新規発行の抑制に努めます。
- ④ 年度間の財源調整や将来的な行政需要に対応する観点から、財政調整基金をはじめ各種特定目的基金の効果的活用と留保に努めます。
- ⑤ 特別会計や企業会計は特定の歳入をもって特定の事業を実施する原則的な観点から、徹底した経営努力による歳入確保と事業経費の見直しを行い、一般会計からの一般財源の流出（繰出金等）を抑制します。
- ⑥ 中期的な収支見通しに加え、長期的な動向も踏まえる観点から、各年度の状況の変化に応じ所要の修正を加えながら中期財政フレームを更新します。

(5) 事務事業の適正化、効率化

- ① 少子高齢化を見据えた持続可能な財政運営の観点から、投資的事業の選択と集中により整備事業費の縮減と年度間での平準化に努めます。
- ② 将来的な維持管理経費などの観点から、公共施設の整備にあたっては工事手法等に知恵と工夫を結集しコストの縮減に努めます。
- ③ 計画的かつ効率的なファシリティマネジメントの観点から、公共施設等総合管理計画の基本方針に則り、各部門別に策定する長寿命化計画等を着実に推進し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。
- ④ 人口減少や多様化する地域の課題に対応するため、近隣市町との協力や広域連携などにも取り組み、持続可能な自治体経営に努めます。

丸亀市中期財政フレーム（資料編）

■ 経常収支比率

P.8 の中期財政フレームにおいて、経常的一般財源総額(A)と経常経費一般財源所要額(B)の比率(B/A)で算出しています。

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
98.8%	104.7%	103.7%	109.4%	113.6%

☞経常収支比率：団体の財政構造の弾力性を判断する比率として使われる。人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを表しており、この比率が低いほど投資的経費等に向ける財源に余裕があるといえる。

■ 実質公債費比率

計画期間中の市債に係る元利償還金と、公営企業や一部事務組合の償還金の財源となる繰出金や負担金などを推計し、標準財政規模に対する割合を算出しています。前 3 年度間の平均値が、当該年度の実質公債費比率となります。

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
11.7%	12.9%	13.9%	15.9%	18.4%

☞実質公債費比率：標準財政規模に占める公債費負担（普通交付税で措置されるものを除く）の程度を判断するものである。公営企業の地方債元利償還金への繰出金や、一部事務組合の元利償還金に充てられた負担金も公債費負担に含めており、公債費負担の実態を反映させている。（18%以上の団体は、地方債発行に際し許可が必要となる。）

■ 将来負担比率

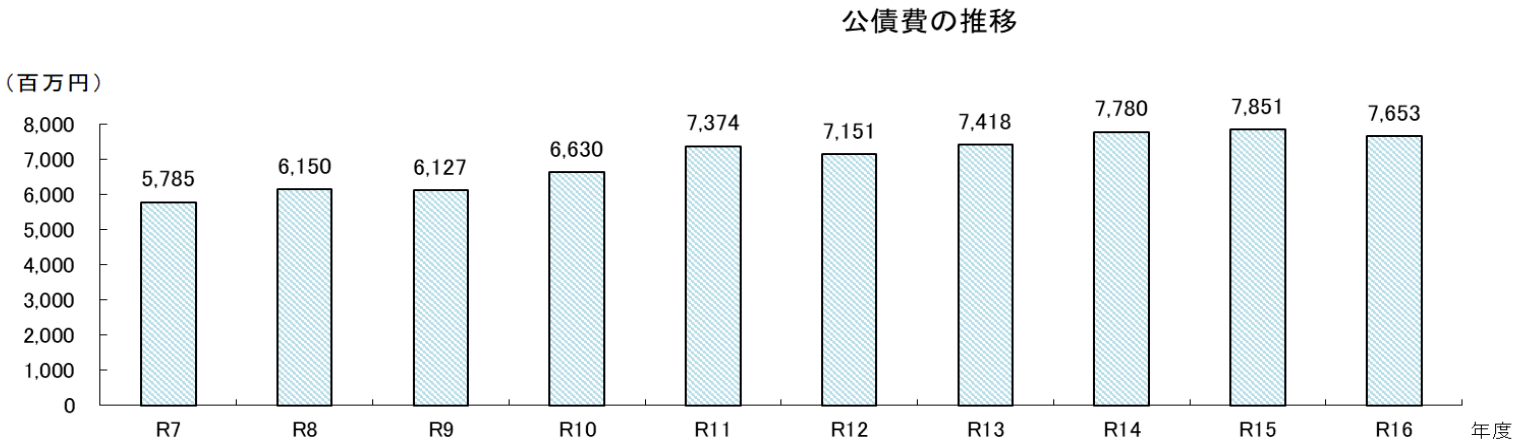
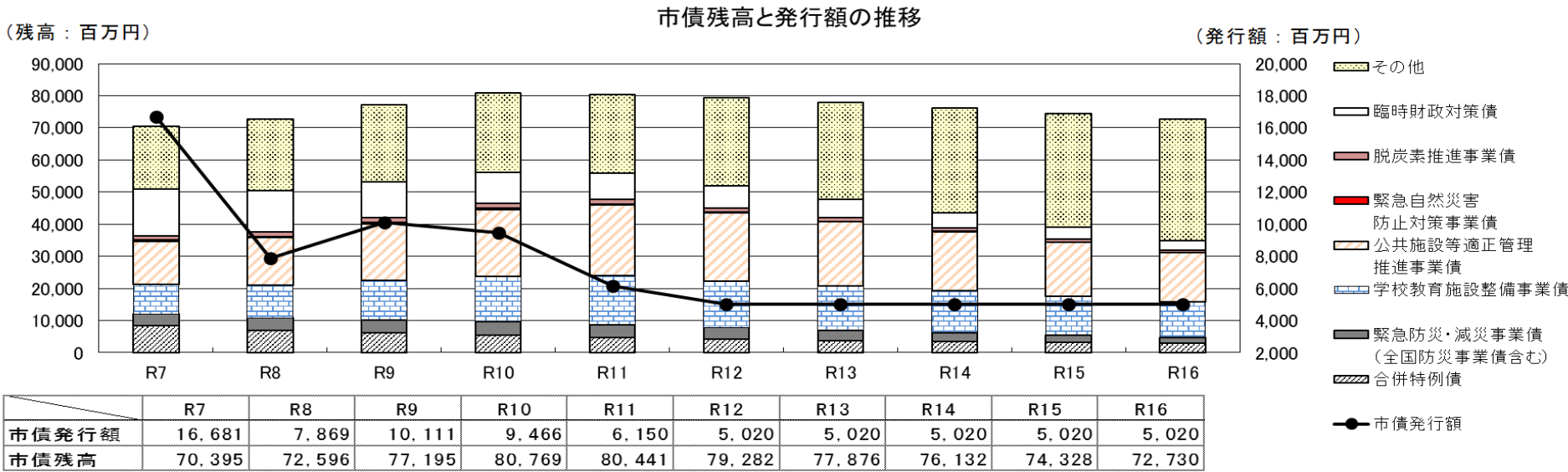
公営企業等も含めた償還金に対する負担額に加え、退職手当等の将来における負担額の合計額から、基金などの充当可能財源を差し引いた額を推計し、標準財政規模に対する割合を算出しています。

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
38.2%	84.8%	119.9%	153.3%	174.7%

☞将来負担比率：一般会計等が負担する負債の額から、負債に充当可能な積立基金や特定財源、普通交付税で措置される負債額を控除した将来負担額の標準財政規模に占める割合を示す指標である。負債の額には、一般会計等の地方債残高、公営企業、一部事務組合、出資団体の負債額、退職手当負担額等が含まれており、自治体の本体である一般会計等が将来にわたる負担額全体を網羅している。

■ 市債残高と公債費（長期試算フレーム）

事業内容等から活用可能な市債を想定し、計画期間中の発行予定額を織り込んで将来的な市債残高及び公債費を推計しています。
その結果、市債残高は令和 10 年度、公債費は令和 15 年度にピークを迎える見込みとなっています。



■ 基金残高推移（長期試算フレーム）

基金については、合併特例債をはじめとする市債の償還や、大手町地区公共施設再編整備事業への対応などから、将来的な財源確保として「**基金の効果的活用と残高確保**」に努めます。

長期試算フレーム期間中は、可能な限り取崩額を抑制し財政調整基金などへの確実な積立てを目標とします。

中期財政フレーム期間中の基金残高の推移 〔単位：百万円〕

年度	前年度残高	取崩額 (①+②)	内訳		積立額 (③+④)	内訳		運用利子	当該年度末残高
			①	②		③	④		
令和 7 年度	36,437	16,832	11,195	5,637	7,821	7,500	321	58	27,484
令和 8 年度	27,484	7,208	7,070	138	3,100	3,000	100	44	23,420
令和 9 年度	23,420	7,540	7,375	165	3,100	3,000	100	37	19,017
令和 10 年度	19,017	8,643	8,643	—	3,100	3,000	100	30	13,504
令和 11 年度	13,504	9,325	9,325	—	3,100	3,000	100	21	7,300

計画期間最終年度（令和 11 年度）の経常的一般財源不足の状況が継続したと仮定した場合の基金残高の推移 〔単位：百万円〕

年度	前年度残高	取崩額 (① + ②)	内訳		積立額 (③+④)	内訳		運用利子	当該年度末残高
			①	②		③	④		
令和 12 年度	7,300	9,867	9,867	—	3,100	3,000	100	13	544
令和 13 年度	544	10,134	10,134	—	3,100	3,000	100	1	▲6,489
令和 14 年度	▲6,489	10,496	10,496	—	3,100	3,000	100	0	▲13,885
令和 15 年度	▲13,885	10,567	10,567	—	3,100	3,000	100	0	▲21,352
令和 16 年度	▲21,352	10,369	10,369	—	3,100	3,000	100	0	▲28,621

【内訳の説明】 ①：R7～11 各年度の経常的一般財源不足額（P8 の表の F 行）から特別交付税（300 百万円）を差し引いた額
R12～16 R11 の経常的一般財源不足額の投資的一般財源所要額を各年度の試算額に置換、R11 からの公債費の増加額を追加、特別交付税（300 百万円）を差し引いた額
②：大手町地区公共施設再編整備基金からの充当額（R10 以降は額が未定のため①に含める）
③：ボートレース事業からの繰入額
④：財政調整基金への積立額